平成２１年（フ）第３６４号
埼玉県熊谷市妻沼1477番地１　須田マンション202号
債務者　大島　　誠
１　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４９号
新潟市西区新中浜３丁目２番地24
債務者　佐藤　榮子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８０号
新潟市中央区日の出３丁目10番19号
債務者　後藤　光彦
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０１号
新潟県新潟市西区寺尾上３丁目４番35号
債務者　荒木　敏夫
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１７号
新潟市東区中木戸212番地１　ハイツペーレメーレ101号
債務者　小島由美子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２０号
新潟県五泉市五十嵐新田1098番地１
債務者　箕輪日子市
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２１号
新潟県五泉市五十嵐新田1098番地１
債務者　箕輪より子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２２号
新潟県五泉市上戸倉1301番地
債務者　馬場真由美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２９号
新潟市中央区本馬越２丁目20番８号
債務者　畑山美枝子
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３３号
新潟市秋葉区新町２丁目５番22号
債務者　島田　正明
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３５号
新潟市中央区笹口１丁目22番地５　石山ビル301
債務者　鹿目　和広
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４３６号
新潟市江南区山二ツ371番地９、前住所新潟市東区石山４丁目15番12号
債務者　羽賀　　薫
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４８号
新潟市中央区白山浦２丁目86番地５　大黒アパート２Ｆ５号、前住所新潟市西区寺地566番地39
債務者　若林はるみ（旧姓村山）
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５０号
新潟市秋葉区秋葉３丁目５番47―23号　パーク秋葉山マンション、前住所新潟市秋葉区新津本町４丁目22番11号
債務者　大原　浩美
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９２号
静岡県熱海市伊豆山577番地
債務者　森内　　浩
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２２０号
大阪府池田市渋谷１丁目９番７―305号
債務者　姫田　聖子（旧姓余田）
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５２９号
大阪市此花区伝法２丁目６番６号　フラワーマンション101号
債務者　情　　隆之
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部